

刀林会
三橋記念国際交流基金 留学助成運用細則

1. 助成対象者

下記の諸条件をいずれも満たす者。但し過去に当助成金を受領した者は対象外とする。

- (1) 刀林会会員の者
(年会費を納入しており、入会后3年を経過していること)
- (2) 満40歳未満の者
- (3) 技能習得などの短期海外研修・海外留学等を受け入れる医療機関・学術研究機関が決定している者
- (4) 既に海外留学中の者
- (5) 国内外を問わず、他機関・財団の300万円以上の留学助成等を受領もしくは受領予定でない者

2. 推薦者

推薦は、原則として1推薦者につき1件とする。

- (1) 医学部外科学 各診療科教授
- (2) 医学部長
- (3) 関連病院長

3. 助成内容および件数

- (1) 採択者には出発準備・渡航費・滞在費として、短期海外研修は1件10万円、6ヶ月以上の海外留学は1件30万円の助成金を支給する。
- (2) 年間の総助成件数を短期海外研修4件、海外留学1件以内を原則とする。
- (3) その他希望があれば、応募可能な助成金情報の提供を行う。

4. 応募方法

下記の書類を提出する。

- (1) 申請用紙(所定の様式) 本人
- (2) 推薦状(所定の様式) 教授・院長・医長
- (3) 技能習得などの短期海外研修・留学受け入れが決定していることを証明する国外の大学等学術研究機関が発行した書類
- (4) 書類提出先：慶應義塾大学医学部外科同窓会刀林会事務局
〒160-8582 東京都新宿区信濃町35

5. 選考方法

- (1) 刀林会国際委員会において選考し、理事会で承認する。
- (2) 選考基準として論文業績・語学資格・専門医資格・過去3年間における臨床実績等から総合的に決定する。

6. 応募締切日

1月31日、7月31日（年2回）

6. 採否の通知

- (1) 応募締め切り日の2ヶ月後（3月31日または9月31日）までに採択者に郵送にて通知し、外科学教室ホームページに掲載する。
- (2) また毎年刀林会総会にて採択者の報告を行う。

8. 助成金の交付

毎年応募締め切り日の2ヶ月後（3月31日または9月31日）以降、採択者に一括振込みをする。

9. 報告の義務

- (1) 短期海外研修・海外留学中もしくは留学後に刀林会新聞への寄稿によって報告を行う。
- (2) 成果報告書（所定の書式）を帰国後6ヶ月までに提出する。
- (3) 対象となる短期海外研修もしくは海外留学の成果を論文化する際には、本助成について謝辞に明記する。

10. 基金への充当

毎年の刀林会会計の剰余金から本基金への繰り入れ額を理事会において決定する。

本細則は、令和2年6月19日に施行